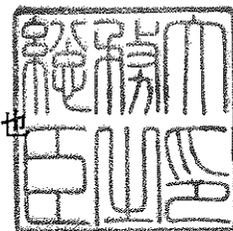




諮問第14号
平成20年2月15日

情報通信審議会
会長 庄山 悦彦 殿

総務大臣 増田 寛也



諮問書

下記について諮問する。

記

通信・放送の総合的な法体系の在り方

諮問第 1 4 号

通信・放送の総合的な法体系の在り方

1 諮問理由

我が国は現在、ユビキタスネット社会の構築に向けて産学官が連携して取り組んでおり、総務省では、2010年度（平成22年度）までに国民の100%が高速又は超高速のブロードバンドを利用可能な社会とすることを目標としている。また、放送分野では多チャンネル化とデジタル化が進展しており、2011年（平成23年）には地上テレビジョン放送が完全デジタルに移行し、放送のデジタル化がほぼ完了する見込みである。

こうしたネットワークのブロードバンド化や放送のデジタル化の進展を背景として、同一インフラの通信と放送による共用や放送番組のブロードバンド配信、通信・放送の両方に利用できる端末の出現、通信・放送両分野の資本の連携といった形態が一般化してきており、情報通信社会の構造は変化しつつある。2011年（平成23年）に世界最先端の情報通信インフラの構築が完成すれば、通信・放送の融合・連携サービスは一層発展することが期待され、こうした状況変化へ制度的にも対応することが求められている。

総務省では、通信と放送に関する総合的な法体系について検討し、2010年（平成22年）の通常国会への法案提出を目指すこととしており（「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」（平成18年9月））、このため、通信・放送の融合・連携に対応した具体的な制度の在り方について、情報通信審議会に諮問するものである。

2 答申を希望する事項

通信・放送の総合的な法体系に関し、通信・放送の融合・連携に対応した具体的な制度の在り方

3 答申を希望する時期

平成21年12月頃

4 答申が得られた時の行政上の措置

関連法案を2010年（平成22年）の通常国会に提出する。

通信・放送の総合的な法体系の在り方（情報通信審議会諮問）

ユビキタスネット社会の構築（2010年には世界最先端のICT国家として世界を先導）

ネットワークのブロードバンド化

2010年までに国民の100%が高速又は超高速のネットワークを利用可能な社会

放送のデジタル化

2011年には、地上デジタルテレビジョン放送が完全デジタルに移行し、放送のデジタル化がほぼ完了

通信・放送の融合・連携サービスが一層発展

同一インフラの
通信と放送による共用

放送番組の
ブロードバンド配信

通信・放送の両方に
利用できる端末の出現

通信・放送両分野の
資本の連携

情報通信社会の構造変化への制度的対応が必要

通信・放送分野の改革に関する工程プログラム（2006年9月）

通信と放送に関する総合的な法体系について検討し、2010年の通常国会への提出を目指す。

諮問内容

通信・放送の総合的な法体系に関し、通信・放送の融合・連携に対応した具体的な制度の在り方

1 通信・放送の融合・連携の進展

(1) ブロードバンド化・放送のデジタル化の進展

- －DSLで1,348万、光ファイバーで1,051万加入を突破(H19.9末)
- －地上デジタル放送の普及の開始後約4年間、着実に進展

(2) インターネットによる様々な映像コンテンツの配信

- －既に、多数の事業者が、ブロードバンド上に放送コンテンツを配信
- －放送事業者も、近年は本格化

(3) 同じインフラを通信と放送が共用

- －電気通信事業者の光ファイバ等を用いた放送(H20.1末現在 19社参入)
- －通信衛星を利用した放送(H20.1末現在 53社参入)

(4) 通信・放送の双方に利用できる端末の登場

- －テレビ視聴とインターネットができる携帯電話
- －放送とインターネット双方から情報が引き出せるデジタルテレビ

(5) 通信・放送分野の兼営、資本提携

- －ケーブルテレビ事業者などの、いわゆる「トリプルプレイ」
- －通信分野と放送分野の事業者の資本提携

2 通信・放送法制の見直し経緯

●平成18年6月20日「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」

【通信・放送の在り方に関する政府与党合意 関係箇所抜粋】

融合関連

・通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る。

●平成18年7月7日「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」

【経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定) 関係箇所抜粋】

第2章 成長力・競争力を強化する取組

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。

●平成18年9月1日「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」

【通信・放送分野の改革に関する工程プログラム(平成18年9月1日)関係箇所抜粋】

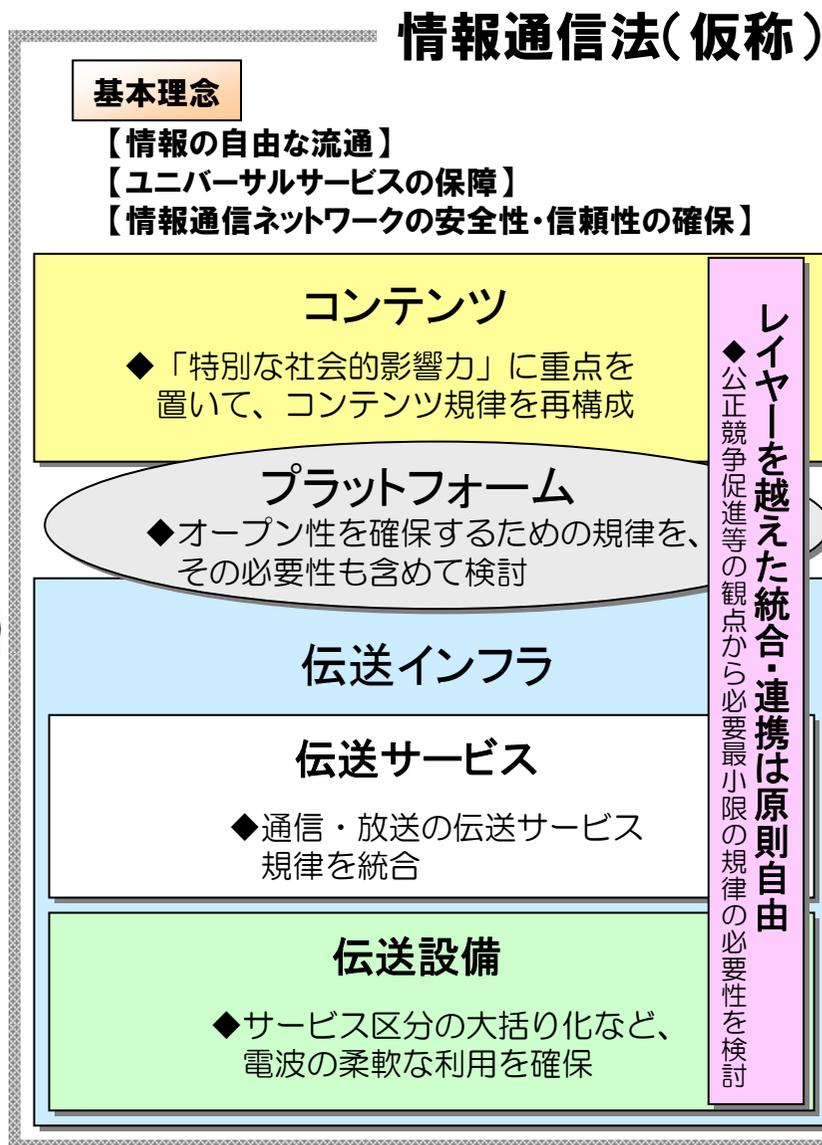
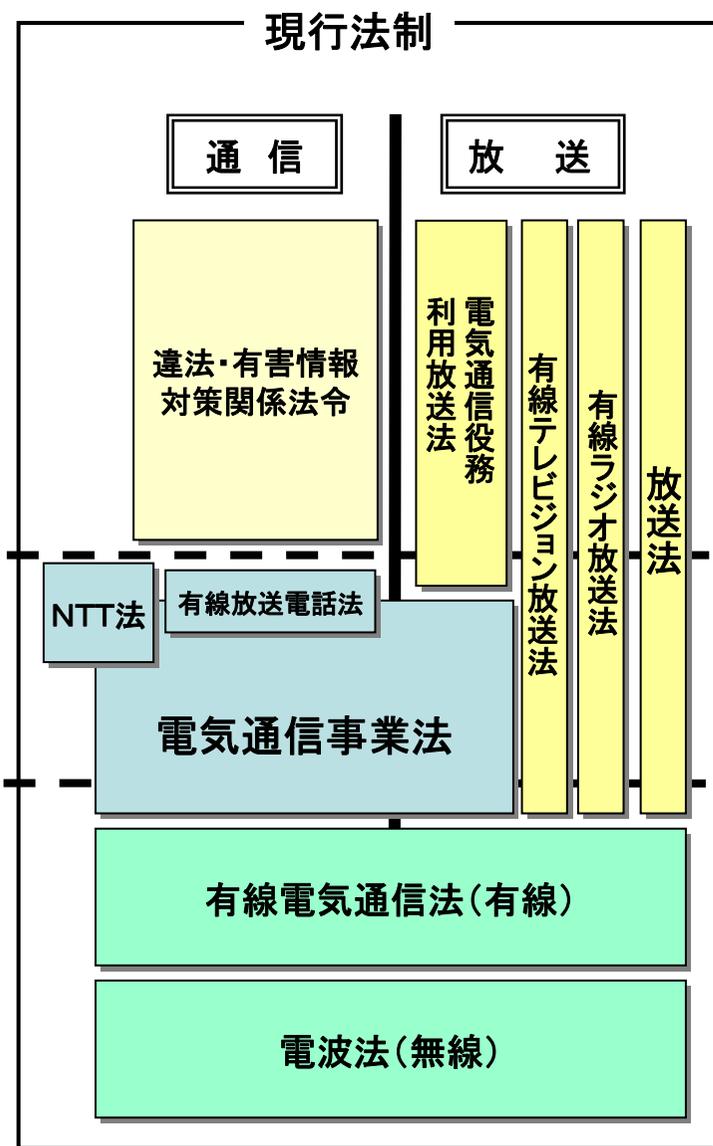
3 融合関連

通信と放送に関する総合的な法体系について検討するため、「通信・放送法制企画室」を設置するとともに(本年8月1日に設置済)、通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討の方向性を具体化するため、新たに研究会を設置する(本年8月30日に開催済)。研究会の報告、情報通信審議会の諮問・答申を経て、2010年の通常国会への法案提出を目指す。

●平成19年12月6日「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」報告書公表

3 「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」報告書の概要

- 現行法制を「縦割り」から「レイヤー構造」へ転換し、世界最先端の法体系へ。
- 現在の通信・放送法制を「情報通信法(仮称)」として一本化。



見直しの基本的な考え方

- ◆ 急速な技術革新に対応できる技術中立性を重視
- ◆ 規制を緩和・集約化して事業者の自由で多様な事業展開を可能に
- ◆ 情報通信に包括的に適用されるような利用者保護規定を整備

(参考) 通信・放送の総合的な法体系に関する研究会

1 背景・目的

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意（平成18年6月20日）」において、「通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る。」とされたことを踏まえ、通信・放送の融合・連携に対応する法制度の在り方に関して専門的見地から調査研究を行い、通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討の方向性を具体化することを目的として開催（平成18年8月30日第1回会合、計20回の会合を開催）。平成19年12月6日に報告書を取りまとめ公表。

2 検討内容

以下の事項に関する調査研究を実施。

- (1) 現行法制の運用状況と課題
- (2) 通信・放送関連技術、ネットワークの現状と将来見通し
- (3) 通信・放送関連サービス・ビジネスモデルの将来見通し
- (4) 伝送・プラットフォーム・コンテンツ等の規律の在り方
- (5) 通信の秘密・表現の自由の在り方
- (6) 諸外国のサービス状況及び法制度

3 構成員

(敬称略、五十音順)

安藤 真	東京工業大学大学院理工学研究科教授
多賀谷 一照	千葉大学法経学部教授
中村 伊知哉	慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構教授
長谷部 恭男	東京大学法学部教授
濱田 純一	東京大学大学院情報学環教授
舟田 正之	立教大学法学部教授
堀部 政男	一橋大学名誉教授
等 (座長)	慶應義塾大学環境情報学部教授
村井 純	野村総合研究所理事長
(座長代理)	
村上 輝康	